二　主要食糧（米穀を除く。）の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関すること（米穀輸出促進官の所掌に属するものを除く。）。
（削る。）
3　米麦消費拡大推進室に、室長を置く。
4～6　（略）
7　米流通対策官は、米穀の流通の増進、改善及び調整並びに米穀の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8　（略）
（企画官）
第三十四条の二　農産局に、企画官一名を置く。
2　企画官は、米穀輸出促進官のつかさどる職務に関し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関するものを助ける。
（水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）
第三十五条　企画課に、水田農業対策室並びに食糧調査官二人、企画官三人、指導官二人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。
（削る。）
（削る。）
2・3　（略）
4　食糧調査官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。
5～9　（略）
（担い手・法人総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）
第四十七条　経営政策課に、担い手・法人総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官六人及び数理官一人を置く。
2　担い手・法人総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　担い手・法人総合対策室に、室長を置く。
4～7　（略）
（農泊・里業推進室及び農福連携推進室並びに企画官）
第五十七条　都市農村交流課に、農泊・里業推進室及び農福連携推進室並びに企画官一人を置く。
2　農泊・里業推進室は、農山漁村と都市との地域間交流に関する事務（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　農泊（観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。次号において同じ。）の推進に関すること。

二　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関すること。
四　農産物検査に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
3　米麦流通加工対策室に、室長を置く。
4～6　（略）
（新設）
7　（略）
（新設）
（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）
第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官二人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。
2　米穀貿易企画室は、米穀（その加工品を含む。）についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
3　米穀貿易企画室に、室長を置く。
4・5　（略）
6　食糧調査官は、企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。
7～11　（略）
（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）
第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。
2　担い手総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　担い手総合対策室に、室長を置く。
4～7　（略）
（農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官及びインバウンド推進専門官）
第五十七条　都市農村交流課に、農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官二人及びインバウンド推進専門官一人を置く。
2　農泊推進室は、農山漁村と都市との地域間交流に関する事務のうち農泊（観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。）の推進に関する事務をつかさどる。
（新設）